

リース自動車による心身障害者自動車燃料費助成に係る要領

第1 用語の定義

本取扱いにおける用語の内容については、次のとおりとします。

- (1) 心身障害者 身体障害者、戦傷病者及び知的障害者
- (2) 助成要件証明書 自動車燃料費助成要件証明書

第2 助成要件証明書

1 心身障害者本人が運転する場合（本人運転）

助成要件証明書（要領様式10）は、必要ありません。

助成金の請求については、居住地を管轄する保健福祉事務所に申請してください。

2 心身障害者と住居及び生計を一にする者が運転する場合（家族運転）

助成要件証明書（要領様式10）の交付が必要となります。

なお、助成要件証明書の交付機関は、次表のとおりです。

証明の対象者	発行機関	
	市町村	県国保援護課
身体障害者〈身体障害者手帳〉	○	
戦傷病者〈戦傷病者手帳〉		○
知的障害者〈療育手帳〉	○	

※助成の対象となるリース自動車の契約名義、主たる運転者又は使用目的の変更をする場合はその都度、助成要件証明書の発行が必要になります。また、助成金請求をされる年ごとに新規の助成要件証明書が必要となります。

第3 助成対象車両

1 心身障害者本人が運転する場合（本人運転）

助成の対象となる車両は、当該心身障害者本人の運転により使用されるものであって、当該心身障害者本人名義でリース契約された車両に限ります。

2 心身障害者と住居及び生計を一にする者が運転する場合（家族運転）

助成の対象となる車両は、心身障害者と住居及び生計を一にする者の運転により専ら当該心身障害者本人の通院、通学、通所若しくは生業（通勤を含む。）のために使用されるものであって、当該心身障害者本人又は生計同一者名義でリース契約された車両に限ります。

なお、同時に助成対象となる車両数は、対象となる心身障害者1名につき、所有車とリース自動車の本人運転及び家族運転を含めて、1台限り（軽自動車等も含む。）であって、自動車検査証に事業用と記載されているものを除きます。

第4 助成対象となる心身障害者

助成対象は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳を交付された者のうち、次の障害等級（総合等級）のものです。

(1) 身体障害者

- ア 身体障害者福祉法施行規則別表身体障害程度等級表の1級及び2級の者
- イ 恩給法別表第1号表の2の特別項症、第1項症及び第2項症の者

(2) 知的障害者

山梨県療育手帳交付規則第5条第1項第1号から第4号に規定する者（障害の程度A）

第5 助成対象期間

助成対象期間は、1月から12月までの暦年を単位とします。

なお、年の途中において本要領における助成対象となった場合は、要件を満たした日から対象期間とします。

第6 必要書類

1 心身障害者本人が運転する場合（本人運転）

助成金の申請（申請先：居住地を管轄する保健福祉事務所）

- (1) 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書（原本）
- (2) 支払証明書（原本）、又は領収書と購入量計算書
- (3) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳
- (4) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項
- (5) 印鑑
- (6) 請求書に記載した口座の預金通帳
- (7) 自動車リース契約書（写しの場合は全ページ）
- (8) 助成対象車両の直近のリース料金の支払いについて記された書類
- (9) 誓約書（要領様式9）
- (10) 運転免許証

2 心身障害者と住居及び生計を一にする者が運転する場合（家族運転）

ア 自動車燃料費助成要件証明書交付申請（申請先：居住する市町村（戦傷病者のみ県国保援護課））

- (1) 自動車燃料費助成要件証明書交付申請書（要領様式1）
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳
- (3) 主たる運転者の運転免許証
- (4) 医療機関・医師（通院）、学校長（通学）、施設長（通所）、雇用主（通勤等）又は民生委員等（生業）の証明書（要領様式2、要領様式3、要領様式4、要領様式5、要領様式6）

- (5) 運行計画書（要領様式7）
- (6) 誓約書（要領様式8）
- (7) 住民票謄本（必要に応じて）
- (8) 印鑑
- (9) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項

イ 助成金の申請（申請先：居住地を管轄する保健福祉事務所）

- (1) 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書（原本）
- (2) 支払証明書（原本）、又は領収書と購入量計算書
- (3) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳
- (4) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項
- (5) 印鑑
- (6) 請求書に記載した口座の預金通帳
- (7) 自動車リース契約書（写しの場合は全ページ）
- (8) 助成対象車両の直近のリース料金の支払いについて記された書類
- (9) 自動車燃料費助成要件証明書（要領様式10）

第7 用語等の解説

- (1) 「住居及び生計を一にする者（生計同一者）」とは、心身障害者と収入及び支出を共同にして日常生活を営み、かつ、同一家屋に起居している場合をいいます。
- (2) 「専ら当該心身障害者本人のために使用」とは、当該心身障害者の用に継続して日常的に使用することをいい、「継続して」とは、少なくとも1年以上の間をいい、「日常的に」とは、少なくとも週3日以上をいいます。
ただし、当該心身障害者の用に使用する日数が、総使用日数の50%以上である場合若しくは当該心身障害者の用に使用する日数が50%未満でその走行距離数が総走行距離数の50%以上である場合、又は今後その見込みである場合には、日常的に使用するものとします。
- (3) 「通院のため」とは、病気の治療及び障害機能回復訓練のため病院、診療所又は肢体不自由児施設等に反復継続して通うことをいいます。
- (4) 「通学のため」とは、学校教育法に規定する学校に勉学又は学術研究のために反復継続して通うことをいいます。
- (5) 「通所のため」とは、社会福祉施設及びこれに類する施設への通所をいいます。
- (6) 「生業のため」とは、自己及びその家族の生活を維持するについて、必要な収入を得る仕事（自営業の場合にあってはその家業、給与所得者にあっては通勤）のためのものをいいます。なお、職業訓練を行う施設への通所は、通勤に含むものとします。

第8 注意点

助成要件証明書の交付に当たっての注意は、次のとおりです。

- (1) 助成要件証明書交付申請書及び添付資料等の内容が、市町村で把握している内容と異なる場合は、必要に応じて民生委員等に事実内容の照会を行うとともに、市町

村において調査を行ったうえで交付してください。

- (2) 通院については、風邪、腹痛、歯痛、怪我等の治療のための短期間の通院については該当しないものとし、当分の期間、通院治療が必要なものに限りです。
- (3) 心身障害者が施設に入所、寄宿舍等に入寮、病院等に入院している場合は、助成を受けることはできません。
- (4) 鍼、灸、マッサージ等を生業として助成を受けようとする場合は、開業許可証等の写その他証明するものを添付するものとします。

通院又は通学のため助成を受ける場合に交付する助成要件証明書については、事情変更予想年月日欄に、通院証明書の通院終了見込年月日又は通学証明書の卒業予定年月日を必ず記載するものとします。

- (5) 助成要件証明書の発行に当たって疑義が生じた場合は、山梨県福祉保健部障害福祉課（電話 055（223）1461）と協議してください。

この要領は、令和4年11月1日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

この要領は、令和7年9月3日から施行する。